

## 第21回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成28年3月25日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 日程第 5 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 日程第 7 議案第4号 農地のあっせんについて
  - 日程第 8 議案第5号 平成28年度農業労賃標準額設定について
  - 日程第 9 議案第6号 農地の賃借料状況の提供について
  - 日程第 10 議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
  - 日程第 11 議案第8号 滝沢市農業委員会が行う行政不服審査手続に関する滝沢市行政不服審査法施行条例施行規程の制定について
  - 日程第 12 議案第9号 滝沢市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定の一部改正について
  - 日程第 13 議案第10号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について
  - 日程第 14 報告第1号 第9回農政小委員会報告について
  - 日程第 15 報告第2号 第8回農地小委員会報告について
  - 日程第 16 報告第3号 第9回農地小委員会報告について
  - 日程第 17 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
  - 日程第 18 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員
  - 1番委員 大森 泰英
  - 2番委員 金崎 修一
  - 3番委員 鈴木 文雄
  - 4番委員 工藤 肇
  - 5番委員 井坂 義信
  - 6番委員 菊地 和夫
  - 7番委員 齊藤 文一郎
  - 8番委員 新田 義修
  - 10番委員 西村 秋良
  - 11番委員 小山田 栄一
  - 12番委員 小森 アツ子
  - 13番委員 中村 奈々子
  - 14番委員 齊藤 新一
  - 15番委員 三上 栄
  - 16番委員 齊藤 實

5 欠席委員 9 番委員 鈴木 学

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 局長 長嶺 正治

〃 総括主査 武田 裕雅

〃 主査 海老澤 愛

7 開会時刻 平成28年3月25日 午前10時

議長

只今の出席委員は15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、14番齊藤新一委員及び15番三上榮委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長

(第20回総会開催後の業務を報告する)

議長

議事に入ります。日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査

今回の農地法第3条の許可申請は、贈与による案件が2件、売買による所有権移転が1件、使用貸借による案件が1件で、合計4件となります。議案書4ページをご覧ください。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1については、盛岡市内にも農地があり同様の手続きを行い、贈与税の納税猶予の手続きを行うと聞いております。

整理番号3と4については新規就農に該当します。

なお、調査書については議案書6から8ページのとおりであり、今回の譲受人は農地法第3条第2項の各号に該当しないものとみております。以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、3番鈴木文雄委員と4番工藤肇委員、5番井坂義信委員が行っておりますので、本案件の現地調査報告は、整理番号1と2について、3番鈴木文雄委員にお願いします。

3番鈴木委員

それでは、私のほうから整理番号1、2について、3月15日に現地調査を実施してきましたので、ご報告申し上げます。

今回の申請について、整理番号1は、同一世帯内で親から子への生前一括贈与と聞いております。また、整理番号2は付近の農地を平成25年12月に農業経営基盤強化促進法を活用して売買したときに残っていた農地が発見され、一体的に利用されていることから、農地法第3条に基づく贈与による所有権移転と聞いております。現地の状況につきましては、対象となる農地を含め、広く農地として耕作されておりました。

全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されており保有している機械の能力等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号、整理番号1と2の調査報告とさせていただきます。

議長

続きまして、整理番号3と4については、関連がありますので、報告第3号の第9回農地小委員会の新規就農予定者に対する聞き取り調査について、小山田農地小委員長に報告をお願いします。

11番小山田委員

それでは、私のほうから、第9回農地小委員会の結果をご報告申し上げます。3月9日に農地小委員会委員6名と事務局職員で、農地法第3条許可申請に伴う新規就農予定者に対する聞き取り調査及び現地調査を実施いたしました。申請人の方が20年程前より、知り合いの方の畑をお借りし、農作物の栽培を経験されているとのことでした。事情により、その農地で継続することができなくなったことから、本格的に経営を開始することとし、新規就農で農地法第3条による所有権移転及び貸借の申請をされたとのことでした。作目は、小麦を始め、えごま、たまねぎ、すいかなどを、低農薬栽培で行いたいと希望されておりました。出荷先は、柳沢の日曜朝市や、りんりん舎等を予定しており、生産量を増やせるようになったら、農協への出荷も視野に入れているとのことでした。消費者の方へ直接販売を主として考えていることから、できるだけ低農薬で栽培したいとのことでしたが、低農薬で栽培する上で、周辺農地において防除が実施される場合などは、地域との調和に配慮する必要がある旨説明し、ご理解をいただいております。農地小委員会としては、以上のことから、農業意欲が十分あり、新規就農に問題はないと思われる

との結論に至りました。

以上で、第9回農地小委員会の委員会報告といたします。

議長 報告を終了して、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は許可することに決定いたしました。  
日程第5、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明します。

(以降議案書を朗読説明)

農地として利用されなくなってから、20年以上経過し、現地が通常の耕作機械による農地への復旧が著しく困難である場合に農地法の適用以外の土地である旨の証明をすることができることとなっております。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、4番工藤肇委員にお願いします。

4番工藤委員 議案第2号について現地調査報告をいたします。  
整理番号1、位置的には、篠木小学校から南西へ約650メートルのところにあります。  
申請地は農地や宅地に囲まれた小面積の農地となっております。  
申請の理由は、平成25年12月に農地を取得しましたが、前所有者の父の母屋が農地にはみ出して建築されていることが分かり、関係者と話し合いを持ち、今回の申請となったと聞いております。  
今年から固定資産税が宅地として課税されることから、現地と公図を合わせるため分筆を行い、当該地番も昭和55年当時から耕作しておらず、今後農地として利用できる見込みもないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。  
調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。  
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査

それでは、整理番号1番から説明させていただきます。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号2番は、平成28年3月8日に開催されましたあっせん会議において決定いたしました案件です。整理番号3番は、農地中間管理事業による貸借の手続きをすすめていたところでしたが、事業に関わる交付金の条件などが意向に添わないため、農地中間管理事業を活用しない形での貸借の申し出となりました。整理番号11番と12番は、先月の総会で農地中間管理機構に所有権移転を行った農地であります。今月は、認定農業者の方へ所有権移転を行うものです。整理番号13番は、平成28年1月26日に開催されたあっせん会議において、所有権移転することが決定した案件です。農地中間管理事業の特例事業を活用しての所有権移転です。以上、経営面積、従事日数など、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。なお、整理番号13番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の但し書きにより、本案件の調査書の添付をしておりませんことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は、5番井坂義信委員にお願いしますが、整理番号7から10につきましても、事務局説明にありましており、更新に該当します。また、整理番号11から12については、平成28年2月25日開催の第20回総会、議案第5号で説明しておりますので、それぞれ、現地調査報告を省略しております。

それでは、5番井坂義信委員をお願いします。

5番井坂委員

農用地利用集積計画作成に伴い、整理番号1番から6番及び13番について、3月15日に現地調査を実施してきましたので、報告いたします。

現地を確認する限り、広く農地として活用されており、全部効率利用

の関係及び地域との調和要件については、別添農用地利用集積計画調査書にもございます通り、今回設定を受ける方が権利を得ている農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。本件の利用権設定により、周囲の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられます。

以上で議案第3号、整理番号1番から6番及び13番の調査に関して、報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長                   質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。  
日程第7、議案第4号、農地のあっせんについてを議題とします。  
事務局より説明させます。

海老澤主査           農地のあっせんについては、農地の売渡が3件、貸付が1件でございます。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明をいたします。

整理番号1番は、貸付していた農地が平成27年12月31日で期限を迎え、更新しないことになったため、今回申し出をしたものです。整理番号2番は、高齢化等により、耕作することが難しくなったことから、貸付の申出をしたものです。整理番号3番は、当初、所有権移転で進めていた、相手方との調整が整わなくなったことから申出をしたものです。整理番号4番は、相続により取得した農地で、被相続人が住宅建築用地として昭和48年に転用許可を得ておりましたが、申出人は今後、申出地に住宅建築等の計画もないことから、申出したとのこと。この場所は近隣の方々が耕作しており、農地として活用することは可能であるとの申し出を受けております。

以上で説明を終わります。

議長                   ここで暫時休憩します。

(10時40分休憩)

(11時12分再開)

議長 休憩以前に引き続き会議を再開します。  
これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号、農地のあっせんについて、あっせんすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は、あっせんすることに決定いたしました。  
引き続きあっせん委員を決定いたしますが、整理番号1については、11番小山田栄一委員と12番小森アツ子委員を、整理番号2については、1番大森泰英委員と2番金崎修一委員を、整理番号3については、4番工藤肇委員と11番小山田栄一委員を、整理番号4については、1番大森泰英委員と2番金崎修一委員を、それぞれあっせん委員とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、ただいまの5名の方をあっせん委員とすることに決定いたしました。  
日程第8、議案第5号、平成28年度農業労賃標準額設定についてを議題とします。  
なお、関連がありますので、日程第14報告第1号、第9回農政小委員会の報告について、小森農政小委員長より報告していただきます。

12番小森委員 平成27年度第9回農政小委員会を、平成28年2月25日に公民館にて行いました。協議事項については、岩手県の最低賃金が平成27年10月から1時間あたり695円となり、8時間換算で5,560円となります。この関係で、人力の部において一時間あたり10円の増額とし、一日あたりで100円の増額としております。水田防除作業料について、単価の訂正案が提示さ、10アール当たり100円の増額といたしました。その他については、据え置きとすることで原案としました。

議長 事務局より説明させます。

武田総括主査 平成27年度農業労賃標準額設定について説明します。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明します。

岩手県の最低賃金の増額改定に伴い、人力の部の軽作業とその他一般作業について、現行の一日当たりの標準額5,500円では最低賃金を下回ってしまうことから、一時間あたり10円で一日あたり100円の増額としております。

また、水田防除作業料について、平成27年度から採用しておりますが、この単価では採算が合わないという意見が出され、10アールあたり100円の増額としております。

この標準額を設定するに当たり、市内の農業団体へのアンケート調査を実施するとともに、盛岡広域振興局管内の市と町に対し行った来年度の動向について確認したところ、岩手県の最低賃金の増額変更に対応するものの、その他はほぼ据え置きとするとの調査結果でした。先ほど報告していただいた、第9回農政小委員会の結果に基づき、農業団体の代表者や農家の代表者の方々と検討会を開催し議論した結果、方向性が出されましたので、今回の総会に審議案件として上程したものであります。

以上で説明を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長                   質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号、平成28年度農業労賃標準額設定について、原案のとおり設定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。  
日程第9、議案第6号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

武田総括主査           農地の賃借料情報の提供について説明します。

(以降議案書を朗読説明)

本件は、平成21年の農地法改正に伴い、毎年1月から12月までの賃借料の平均を、翌年度中農業者に対し情報提供することとなっております。

方法は、毎年、農業委員会窓口に印刷したものを常備するほか、市広報とHPにも掲載しております。

以上で説明を終わります。



議長                   これより質疑に入ります。

5 番井坂委員           確認ですが、この前見た時に、畑のところは最高15,000円というのがあったのですが、これは消えたのですか。

武田総括主査           37ページの※2番にあります。平均額の算出にあたっては、全賃借料の平均値の70%を超えるものは除いております。極端に高いものや極端に低いものは除きなさいというルールのもと算出されております。実は、この数値を出すにあたり、エクセルで作った表で自動計算されます。そういう方法で算出されることから、極端に高い数値や低い数値があるものは除いております。

5 番井坂委員           それはわかるのですが、最低と最高がある以上は、足して割れば平均はでるのではないのでしょうか。70%に抑えなさいという根拠がわからないのですが。

武田総括主査           平均値を出すにあたり、極端に高かったり低かったりする数字で計算してしまうと、平均値自体が極端な高い値や低い値を示してしまい、実情と合わない数字が出てしまいます。それでは情報としてはどうなのか、統計学的にも、現実に近い数字を出すために、こういった計算での公表となっております。

8 番新田委員           これは大学1年生で習う統計学そのものなんですけど、サンプル数が5で少ないのかなと思いますが、増やすことはできますか。もっとサンプル数を増やすと自信を持って答えられると思います。エクセルの「箱ひげ図」というのがあり、これで作成するとばらつきが解るものがあります。来年度はサンプル数を増やすのと、平均値の他に、中央値という数字も出せば、どちらが実情にあっているか考えやすくなります。中央値は、高すぎたり低すぎたりする数字があれば、平均値のように引っ張られすぎずに考えやすくなります。もし、データ数が整えば私のほうで計算させていただきますので活用してください。

15 番三上委員           井坂委員の言うように、サンプル数が少ないので最高と最低をカットして平均値を出すよりは、滝沢市としての最高金額と最低金額を示す形でいいように思います。

武田総括主査           実はこの制度が出来てからの一覧表を作ってみたのですが、田の場合は20以上のデータ数があります。一筆ごとの金額ではないので、Aの方がBの方に貸し付けした場合は、何筆貸し付けしても一件という数え方になります。農地の貸借の場合は、総額でいくらという借り方が多いようですので、このデータの取り方を少し研究しないといけません。実は、毎年のように数字が変動しているのは、畑の場合、一番多いのが牧草畑の契約が大体5年か10年となっておりますが、契約が切れる年が集中するためです。一番多いのが平成26年で、16件ものデータ数となっております。それを平均するとかなりの精度がでてくるのですが、平成25年などは4件しかないという状態でした。指導機関である岩手県農業

会議と打ち合わせを行い、データ数の取り方を調査・研究させていただきたいと思います。

15番三上委員 データの部分についてですが、例えば賃貸借期間が5年とか7年あるわけですよね、それで前年3年間ぐらいの件数をデータの中に戻してもいいような気がします。

武田総括主査 全国的に同じ方法で積算していますので、滝沢市だけが特別な方法で積算することは難しいと思います。ただし、データ数のとらえ方については、いろいろな考え方が有ると思いますので、それらも併せまして研究させてください。農業委員会としても、皆さんに信頼いただける数字をお示ししたいと考えておりますので、お時間をいただきたいと思います。

5番井坂委員 この平均値とか価格を見て、他市町村から借りにくる人がいる時、いくらか高めにしていた方が、貸す方にすれば交渉しやすいし、滝沢市のためにもなるのではないのでしょうか。

武田総括主査 平成21年までは、標準小作料として賃貸借の単価を農業委員会で決めていた時期があります。それが法律改正に伴い、あくまでも情報提供として、つまり何も無いところから議論ができないということで始まったものと推察しています。

8番新田委員 北海道の農業委員会では、地域ごとに算定し上中下として値段を分けておりました。ここはそういう考え方にしないでよいと思うのですが、滝沢市全域とすると、どこに合わせるか大変だなと思いました。もちろん、情報提供であればこれで結構ですが、勉強するのであればそういったことも入れると実態に合うかなと思います。

武田総括主査 今回の標準小作料を出すにあたり、農業会議の指導では、新田先生のおっしゃる通り、地域ごとで上中下の数字を出すような様式になっておりました。しかし、滝沢市の場合、サンプル数が少ないので、例えば田の場合は、一本木地区が1件、小岩井地区が2件というような極端なサンプル数になってしまいます。これらを含めまして、調査研究をさせていただいた上で、皆さんにご報告させていただきたいと思います。

議長 ほかになければ、質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号、農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり情報提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり情報提供することに決定いたしました。

日程10、議案第7号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段

面積の設定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査

平成21年1月に農林水産省より通知されました農業委員会の適正な事務実施については、農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定の必要性について、毎年検討し、公表することとされております。これに基づき、滝沢市における別段面積の設定の必要性について、ご説明いたします。資料は39ページをご覧ください。

別段面積を設定するには、農地法施行規則第17条に定められております要件に該当していなければ、設定することができないこととなっております。大きく二つの基準がございます。

まず一つ目には、設定しようとする面積より小さい面積で耕作している経営体が全体の40%を超えていること、二つ目には農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない状況で、遊休農地が相当程度存在することです。

まず一つ目の基準について、基礎となる農林業センサデータは、現時点では2010農林業センサデータが最新となりますので、これに基づきご説明いたします。滝沢市における経営耕地面積規模別経営体数における50アール未満の経営体は、全体で903戸のうち95戸、割合としては、10.6%となります。基準となる40%には達しないため、こちらの基準には該当しないということになります。

次に、二つ目の基準についてご説明いたします。遊休農地が相当程度存在することということですが、2010農林業センサデータから算出した遊休農地の岩手県内全体平均割合は、4.6%となっております。これに対し、滝沢市の割合は、3.0%となっており、県全体の平均以下であることから、相当程度存在するとの判断は難しいかと思われます。また、平成27年7月15日及び9月24日に実施いたしました、農地パトロールにおいて確認されました遊休農地の合計面積は、23.5ヘクタールで、割合にしますと0.6%となっております。以上、二つの基準において検討しました結果、今回滝沢市においては、別段面積を設定できる要件には該当していないため、これまで通り50アールということになります。なお、別段面積の検討については、平成26年度の第9回総会において、新たな遊休農地を発生させないためにも、新規就農者が定着できるよう支援するには、下限面積を下げるのみならず、研修受け入れ農家の確保や、農機具の貸付システム等の体制が整備されることが必要であるとのまとめになりました。これをうけ、平成27年度は、新規就農受入農家の確保等の体制整備に向け平成27年6月25日に開催された第3回農地小委員会において新規就農者の相談窓口のあり方についてで、支援の方向性について検討がされ、平成28年2月25日に農業委員を対象とした研修受入実績のアンケート調査を実施し、新規就農者の支援体制整備に向けて現在進行中であり、今後も新規就農者の支援体制整備に向けて継続して取り組みつつ別段面積の設定について検討を続けていくことが必要であると考えられます。

以上で説明を終わります。



(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、議案第7号は、従来どおり50アールとすることに決定いたしました。

日程第11、議案第8号、滝沢市農業委員会が行う行政不服審査手続きに関する滝沢市行政不服審査法施行条例施行規程の制定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査

滝沢市農業委員会が行う行政不服審査手続きに関する滝沢市行政不服審査法施行条例施行規程についてご説明します。

(以降議案書を朗読説明)

これは、市長部局で上記条例を制定したことにより、行政委員会である農業委員会も同時期に制定する必要がある行うものであります。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第8号、滝沢市農業委員会が行う行政不服審査手続きに関する滝沢市行政不服審査法施行条例施行規程の制定について、原案のとおり制定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第8号は制定することに決定いたしました。

日程第12、議案第9号、滝沢市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定の一部改正についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査

滝沢市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部についてご説明します。

これも議案第7号と同じですが、行政不服審査手続きに関する滝沢市行政不服審査法施行条例制定に伴い、関係する語句の整理を行おうとするものであります。これにより、行政不服審査請求等が農業委員会に対しなされた時に、市長部局に事務執行を依頼できるものであります。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第9号、滝沢市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第9号は改正することに決定いたしました。

日程第13、議案第10号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。

事務局より説明させます。

長嶺事務局長

(議案書を朗読説明)

議長

本案件は人事案件のため、質疑を省略し、ただちに採決に入ります。

議案第10号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、報告第1号、第9回農政小委員会の報告については、議案第5号で報告済みですので、省略します。

日程第15、報告第2号、第8回農地小委員会の報告について小山田農地小委員長から報告させます。

11番小山田委員 それでは、私のほうから第8回農地小委員会の結果を報告いたします。

2月25日に農地小委員会委員7名により、農地パトロールにおいてB分類と指定された農地への対応、及び勧告対象となっている農地所有者への対応等について協議いたしました。平成27年度の農地パトロールにおいてB分類と判断された農地については、所有者への意向確認後、農業委員会において非農地判断することとなっておりますが、再度再生が不可能なのかどうか、農地小委員が同じ目線で判断し、意見集約する必要があるとの意見が出され、対象となっている農地を、農地小委員会委員全員で現地確認を行う事といたしました。所有者には改めて、農地法上の手続きの流れについて文書でご案内し、現地確認の際は、立会いを求めるということにいたしました。また、農地中間管理機構との協議を勧告する対象となっている農地についても、同様に現地確認と聞き取り調査を行う事といたしました。現地確認は6月の月上旬を予定しております。

以上で、第8回農地小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第16、報告第3号、第9回農地小委員会の報告については、議案第1号で報告済みですので、省略します。

日程第17、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事項報告について事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条の3第1項の規定による確認事務について報告します。案件は3件です。

(以降議案書を朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第18、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告は法第4条によるのが2件、第5条によるものが1件ございました。

(以降議案書を朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。これをもって第21回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成28年3月25日 午前11時51分

議長

会議録署名人 14番委員

会議録署名人 15番委員

これは原本である。

平成28年3月25日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實